

令和5年7月25日

抗議書

廣井雅樹代理人
弁護士 村岡 徹也



大津綾香代理人
弁護士 豊田 賢治 先生

前略

貴職の委任者大津綾香が幹事長と称する黒川敦彦について、直ちに違法ツイートの削除・中止を、このようなことを二度としないよう謝罪と誓約を要求します。

黒川敦彦の名誉毀損・威力業務妨害行為

既に、貴職をご存知のとおり、当職は廣井雅樹の代理人です。当職は廣井氏及び現在の党の代表者齊藤健一郎氏より利益相反の同意をいただいた上で、代理人をしております。

廣井雅樹を始め政治家女子48党の債権者らは、現在の代表権の有無に関する争いに直接関係なく、自らの債権回収のため千葉地方裁判所に提訴した一般私人です。

既に代理人としての任に当たっている以上、お互い本訴案件に関する疑問などがあれば代理人弁護士にその旨申入れ、その判断や調査を仰ぐべきです。

しかしながら、大津綾香と黒川敦彦は、党の登記上の代表名義であるとの理由で入手した訴訟資料を不正に利用し、そこに記載された個人情報インターネットに掲載し、一方的に架空債権者の疑いがあるなどと名誉毀損行為に及んでいます。当職の依頼者は一般私人であり、公人ではないので、個人情報を晒される正当理由は皆無です。

さらに言えば、弁護士業務において提訴した依頼者の明らかなる個人情報、特に自宅情報などをネットに掲載することは危険極まりない行為です。それによる現実的危険も生じかねず、委縮した依頼者にとって裁判の継続が不可能になるなど明らかな威力業務妨害行為です。貴職も弁護士であればこの危険性や影響力の大きさは理解していただけるはずです。

もはや議論の余地がありませんので、直ちにこれら違法行為の削除・中止を求めます。

その上で、大津綾香が共謀してこの行為に及んだのか、黒川敦彦の単独犯であるのかを明らかにして、公に謝罪と、二度とこのような行為を行わないことの誓約を求めます。

本日、午後3時までこの対応がなされない場合は、直ちに大津綾香、黒川敦彦を名誉毀損、当職の弁護士業務に対する威力業務妨害の罪で刑事告訴します。

なお、言うまでもなく「弁護士は、職務上知り得た秘密を保持する義務を負う」(弁護士法23条)のものであり、今回、貴職にお渡しした資料がこのように不正利用されたことは遺憾であり、貴職がこの行動を是正される努力をしないのならば、しかるべき対応をせざるを得ません。速やかに対応ください。

草々